

できる。

- (1) 平成 27 年9月期の売上高が 165 億円を超過し、かつ経常利益が5億円を超過している場合
・本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 50%
- (2) 平成 28 年9月期の売上高が 170 億円を超過し、かつ経常利益が7億円を超過している場合
・本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 30%
- (3) 平成 29 年9月期の売上高が 180 億円を超過し、かつ経常利益が 10 億円を超過している場合
・本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 20%

3. 新株予約権の消滅日

平成 29 年 11 月 22 日

4. 今後の見通し

当該新株予約権の消滅による業績への影響は軽微です。

以 上